

容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション 電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務 編（案）に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	対象箇所	ご意見	回答
1	第3章 市場退出	市場退出事由の確認後に市場からの退出を希望する場合の、市場からの退出を表明する旨のメール送付について、期日をご教授いただきたい。 期日に関する記載がない場合、追記いただけないか。	長期脱炭素電源オークションの市場退出時の経済的ペナルティ算定において、市場退出の表明期日は特段定めておりません。 長期脱炭素電源オークションにおける市場退出時の経済的ペナルティは、メインオークション及び追加オークションとは異なり、市場退出の表明タイミングは影響しません。 容量確保契約約款第12条第1項に基づき、一律で以下の経済的ペナルティを科します。 ・経済的ペナルティ = 市場退出した電源の容量 × 契約単価※ × 10% ※ 物価・金利変動等に伴う補正後の値 ただし、市場退出は退出判断が確定次第、速やかに市場からの退出表明を行ってください。 なお、約款第11条第1項に記載のとおり、原則、市場退出は認めておりません。